

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.125

令和2年9月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	道路貨物運送業	経験年数	9年	年齢	60歳代
発生年月	令和2年2月		発生時刻	16時00分頃	
発生状況	トラック荷台上において、積み荷を固定する作業に従事していたところ、雨で積み荷が濡れていたことから、滑ったことによって地面に墜落し、左肩を強打したもの。				
負傷の程度／部位	左肩の脱臼		休業見込期間 若しくは死亡	5か月	



～再発防止のために～

現在、当署管内の道路貨物運送業で発生する労働災害のうち、半数以上は荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が占めている状況にあり、60歳以上の高齢労働者が被災する災害も発生しているところです。このため、厚生労働省では、高齢労働者による荷役作業中の災害を未然に防止させるため、道路貨物運送業の皆様へ「高齢労働者 荷役労働災害防止対策コンサルティング」の活用をお願いしております。この取組は、安全管理士が事業場に赴き、現場安全診断等を無料で行うものです。診断結果については後日事業場に通知され、今後の労働災害防止対策に活かすことができます。ご希望の場合は当署安全衛生課までご連絡ください。

◆安全衛生の窓◆

全国労働衛生週間準備期間に入りました。今年は新たな取組みとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する生活様式を定着させるため、「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用し、労働者への周知を行うほか、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場での新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組み状況を確認した上で、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策を実施するようお願いします。

今月は、粉じん障害防止総合対策推進強化月間でもあります。日頃、粉じん障害防止対策を適切に取り組まれていることとは思いますが、じん肺健康管理実施状況報告（様式8号）の未提出が散見されております。この報告は、健康診断結果報告とは違って、じん肺健康診断を実施しない年においても提出が必要であり、毎年12月末現在の状況を翌年2月末日までにご報告いただくものです。この機に、粉じん関係法令の遵守状況を再確認するようお願いします。

これから台風が多く発生する時期に入ります。このため、通勤や屋外での作業において労働者に危険を及ぼすことが予想される場合には、空振りをおそれない迅速な判断・指示が功を奏することがあります。日々の天気予報をチェックするほか、緊急時における連絡体制の再確認も必要かもしれません。